

規制シート(様式)

080195401950001

平成28年12月27日

規制の名称	短資会社及び商品先物取引における代行業者に関する規制	所管府省	金融庁
根拠法令等	旧出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和29年法律第195号)	担当局課等及び作成責任者の役職・氏名	総務企画局信用制度参事官 井上 俊剛
規制目的	短資会社及び商品先物取引における代行業者の実態を把握すること		
規制内容の概要	業として金銭の貸付又は金銭の貸借の媒介を行う場合の届出、業務の状況に関する報告をする義務、立入調査等の規制	関連する予算	—
規制の最近の改廃経緯	—	関連する政策評価結果	—
規制を維持、改革又は新設する理由	一般私人に対して貸付けを行わない、いわゆる短資会社及び商品先物取引における代行業者については、資金需要者等の利益の保護を目的とする貸金業法の貸金業から除外され、同法の行為規制は課されていないが、これらの者についても、資金需要者に対する貸付等を行う者であり、当局において実態を把握する必要があることから、規制を維持することが妥当。	規制の維持、改革又は新設の別	維持
(規制を改革する場合の改革の方向性)	—		
見直し条項	—		
次の見直し時期	平成33年度		